

# 日本書紀の初期仏教記事について

鷺 森 浩 幸

はじめに

『日本書紀』には仏教に関する記事がある。主要なものでは、欽明一三（五五二）年一〇月条が最初である。うが、本稿で初期仏教記事と称するのは当該の記事からおおむね、推古天皇期の仏教記事までである。周知のごとく、これらの記事は倭国における最初の仏教の姿を示すものとしてさまざまに議論されてきた。まず、検討の最初に位置したものは、これらの記事が歴史的事実として承認できるのか、あるいはどの程度、歴史的事実を反映するのかがあった。

『日本書紀』の初期仏教記事は醍醐寺本『諸寺縁起集』所収の天平一九（七四七）年二月一日付けのいわゆる

元興寺伽藍縁起とともに議論されてきた（思想大系の名称に従い、以下、元興寺伽藍縁起と称する）。それは『日本書紀』の記事を補う貴重な史料とされ、精緻な『日本書紀』との比較研究もある。しかし、元興寺伽藍縁起の史料としての信頼性は初めて紹介された時期から議論の対象であり、現在でも共通認識に到達しているとはいえない<sup>①</sup>。

津田左右吉<sup>②</sup>が『日本書紀』の仏教記事には仏教者の所伝に依拠したものと指摘して、歴史的な真偽について論じて以来、『日本書紀』の記事の原資料として寺院などの伝承を想定し、具体的に究明する研究が進展した。福山敏男<sup>③</sup>は元興寺伽藍縁起の史料的人格を考察するなかで、『日本書紀』の記事にもふれた。その後、西田

長男<sup>(1)</sup>、水野柳太郎<sup>(5)</sup>、松木裕美<sup>(6)</sup>などの全般的かつ精確な研究が登場し、現在、到達点を示すと思われるのが吉田一彦の研究<sup>(7)</sup>である。そのなかで、飛鳥寺、四天王寺、坂田寺、比蘇寺などの伝承<sup>(8)</sup>が初期仏教記事の原資料となったことが明らかにされた。<sup>(9)</sup>

その際、飛鳥寺の資料として元興寺伽藍縁起を置くことが一般的であった。なお、松木裕美B論文はこれを豊浦寺系縁起、いくつかの逸文が知られるそれ以外の飛鳥寺縁起（福山が元興寺新縁起と称したもの）を飛鳥寺系縁起と称し論を進めた。元興寺伽藍縁起（および松木の指摘する飛鳥寺系縁起）はそれ自身の信頼性が十分に確立されていない以上、慎重に用いる必要がある。それは『日本書紀』の外部に位置する史料として貴重であるが、『日本書紀』の外部的批判の材料として利用できるかどうかはいまだ明らかではないと考える。本稿では、元興寺伽藍縁起を参照することなく、『日本書紀』の初期仏教記事の依拠したものを考えてみたい。いわば『日本書紀』の内部的批判の試みである。

## 一 欽明・敏達期の記事

(1) 欽明一三(五五二)年一〇月条<sup>(10)</sup>

a 百濟聖明王(更名聖王)遣<sup>レ</sup>西部姫氏達率怒喇斯致契等<sup>一</sup> 獻<sup>レ</sup>釈迦仏金銅像一軀・幡蓋若干・經論若干卷<sup>一</sup>。別表 讚<sup>レ</sup>流通礼拝功德<sup>一</sup>云 是法於<sup>レ</sup>諸法中<sup>一</sup> 最為<sup>レ</sup>殊勝<sup>一</sup>。難<sup>レ</sup>解難<sup>レ</sup>入。周公・孔子尚<sup>レ</sup>不能<sup>レ</sup>知。此法能生<sup>レ</sup>無量無辺福徳果報<sup>一</sup> 乃至成<sup>レ</sup>弁無上菩提<sup>一</sup>。譬如<sup>レ</sup>人懷<sup>レ</sup>隨意宝<sup>一</sup> 逐<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>用 尽依<sup>レ</sup>情 此妙法宝亦復然。折願依<sup>レ</sup>情 無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>乏。且夫遠自<sup>レ</sup>天竺<sup>一</sup> 爰洎<sup>レ</sup>三韓<sup>一</sup> 依<sup>レ</sup>教奉持 無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>尊敬<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>是百濟王臣明謹遣<sup>レ</sup>陪臣怒喇斯致契<sup>一</sup> 奉<sup>レ</sup>伝<sup>レ</sup>帝國<sup>一</sup> 流<sup>レ</sup>通畿内<sup>一</sup>。果<sup>レ</sup>仏所<sup>レ</sup>記我法東流<sup>一</sup>。

b 是日 天皇聞已歡喜踊躍 詔<sup>レ</sup>使者<sup>一</sup>云 朕從<sup>レ</sup>昔來 未<sup>レ</sup>曾得<sup>レ</sup>聞<sup>一</sup>如<sup>レ</sup>是微妙之法<sup>一</sup>。然朕不自決<sup>一</sup>。乃歷<sup>レ</sup>問群臣<sup>一</sup>曰 西蕃獻仏相貌端嚴 全未<sup>レ</sup>曾看<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>礼以不。蘇我大臣稻目宿祢奏曰 西蕃諸国一皆礼之。豊秋日本豈独背也。物部大連

尾興・中臣連鎌子同奏曰 我国家之王天下<sub>一</sub>者  
恒以<sub>二</sub>天地社稷百八十神<sub>一</sub> 春夏秋冬 祭拜為<sub>レ</sub>  
事。方今改拜<sub>二</sub>蕃神<sub>一</sub> 恐致<sub>二</sub>国神之怒<sub>一</sub>。天皇曰  
宜<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>情願人稻目宿祢<sub>一</sub> 試令<sub>中</sub>礼拜<sub>上</sub>。大臣跪  
受而忻悅 安置小墾田家。勲修<sub>二</sub>出世業<sub>一</sub> 為<sub>レ</sub>  
因淨<sub>二</sub>捨向原家<sub>一</sub> 為<sub>レ</sub>寺。

c 於<sub>レ</sub>後国行<sub>二</sub>疫氣<sub>一</sub> 民致<sub>二</sub>天残<sub>一</sub>。久而愈多 不<sub>レ</sub>  
能<sub>二</sub>治療<sub>一</sub>。物部大連尾興・中臣連鎌子同奏曰  
昔日不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>臣計<sub>一</sub> 致<sub>二</sub>斯病死<sub>一</sub>。今不<sub>レ</sub>遠而復  
必当<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>慶。宜<sub>三</sub>早投棄<sub>一</sub> 勲<sub>二</sub>求後福<sub>一</sub>。天皇曰  
依<sub>レ</sub>奏。有司乃以<sub>二</sub>仏像<sub>一</sub>流<sub>二</sub>棄難波堀江<sub>一</sub> 復縱<sub>二</sub>  
火於伽藍<sub>一</sub>。燒燼更無<sub>レ</sub>余。於是天無<sub>二</sub>風雲<sub>一</sub> 忽  
災<sub>二</sub>大殿<sub>一</sub>。

福山敏男B論文は、この条を元興寺伽藍縁起と比較して、同縁起のもととなった豊浦寺縁起の原形の段階での説話は考え出され、元興寺伽藍縁起で具体的な年月が初めて加えられ、『日本書紀』がそれを欽明一三年に置いたとした。これはその後の研究に大きな影響を与えたが、元興寺伽藍縁起との比較の上に立つ議論であること

に留意しておきたい。その後、日野昭<sup>11</sup>・水野柳太郎によって、詳細な両者の比較検討が行われた。井上薫<sup>12</sup>はこの記事と最勝王経などの経典や高僧伝など仏教関係の材料との関係を論じた著名な研究であり、これも後の研究に大きな影響力をもった。そのなかで、本条と敏達一四(五八五)年二(六月条および用明二(五八七)四月二日条(後掲5から8および9)の強い共通点を指摘した。これらはいずれも仏教彈圧の内容を含むが、井上は蘇我氏と物部・中臣氏の対立する氏族は共通し、本条と(5)から(8)には同じく共通して、地理的にみて不自然な難波堀江の地名が登場することを指摘した。あわせて、文章も類似し、三者は互いに切り離すことのできない説話であると結論した。なお、井上はその筆者を道慈であると主張し、これが現在、『日本書紀』の仏教記事の成立に関する有力な見解である。同時に、筆録の時、寺院の縁起や歴史の記事を材料としたとして、福山の見解に従い元興寺伽藍縁起との密接な関係を論じた。水野柳太郎はこの条を三段に区別し詳細に検討を加えた。そして、『日本書紀』はこの時に仏教彈圧を行った人物を

物部尾興・中臣鎌子と明示し、崇峻前紀（後掲10）の物部守屋の滅亡の発端とする点から、四天王寺縁起が原資料であるとした。ただし、四天王寺縁起は元興寺伽藍縁起を敷衍したとする解釈を示し、また、aの百済の聖明王に対する「更名聖王」の注記は坂田寺縁起の用字とした。松木裕美C論文はこの条の原資料としてやはり飛鳥寺系縁起を想定したが、そのなかでも飛鳥寺の独自の古い記録によるとした。吉田一彦B論文はこの記事の原資料の存在を認めず、『日本書紀』の編者（道慈を仏教関係記事の記述者と推定）がまったく新しく作文したものと主張した。また、『日本書紀』の初期の仏教関係記事には二系統あり、それぞれ飛鳥寺および四天王寺の由緒（A系統）、坂田寺の由緒（B系統）に基づくとし、本条をA系統に分類し、『日本書紀』の編者は飛鳥寺の伝承に増補・修訂を加え、年次の変更などを行ったとした。この所見は福山のそれに近いと思われる。また、cの仏教弾圧との戦いの部分に四天王寺の伝承が用いられたとして、四天王寺の伝承との関わりも指摘した。吉田の見解にはややつかみにくいところもある。

『日本書紀』における仏教の歴史において、本条が（10）の守屋滅亡事件へつながるのは事実であり、（5）から（8）および（9）と共通することは明白であろう。本条は、仏教受容をはかった蘇我稲目に対して、物部尾興・中臣鎌子が異を唱え、稲目の小墾田家や向原家ではじまった仏像の礼拝は弾圧を受け、仏像は難波堀江に投げ捨てられたとの内容であるが、（6）（7）では蘇我馬子の仏教受容に対して、物部守屋・中臣勝海が反対し、弾圧の後、仏像や仏殿は焼かれ、焼け残った仏像は難波堀江に廃棄された。（9）では天皇の仏教帰依の希望に対して、物部守屋と中臣勝海が異議を唱えて馬子と対立し、最終的に守屋の滅亡の事態にまで至った。同じストーリーのくりかえしであり、その点において同系統の資料に基づき、ひとつの説話が『日本書紀』の三か所に配置されたと理解するのは合理的である。吉田一彦B論文は（7）について、難波堀江は四天王寺に連関する記号であると指摘した。また、守屋滅亡の事件において、厩戸皇子の発願の形で四天王寺の創建が語られる。これらに連続すると思われる本条の原資料が四天王寺の伝承で

あつたこともほぼ疑いの余地はないであろう。

このような理解が、元興寺伽藍縁起と切り離して、『日本書紀』の内部的な分析に主眼を置くかぎり、妥当であると考ええる。本条に内容的に飛鳥寺と直接に連結する要素はないのであつて、元興寺伽藍縁起の存在を媒介しないといふと、飛鳥寺と結びつけることはできないのである。つまり、『日本書紀』と元興寺伽藍縁起の文章上の類似および、向原家を尼寺豊浦寺の起源としてそれと組み合う僧寺として飛鳥寺を位置づけるその論理のみが本条と飛鳥寺を結びつけるものなのである。なお、水野は四天王寺縁起は元興寺伽藍縁起を敷衍したとする解釈を示したが、これもなれば元興寺伽藍縁起の存在に依拠した見解であり、具体的な根拠をとまなうものとはいえないと思ふ。守屋の滅亡の記事のなかに、飛鳥寺の創建も要素も含まれるが、この点に関しては後述する。

『日本書紀』敏達一三（五八四）年から翌一四年にかけて、多くの仏教関係の記事がみえる。

(2) 敏達一三（五八四）年九月条

從<sub>レ</sub>百濟<sub>ニ</sub>來鹿深臣<sub>（闕名字）</sub>有<sub>二</sub>彌勒石像一<sub>ニ</sub>軀<sub>一</sub>。

佐伯連<sub>（闕名字）</sub>有<sub>二</sub>佛像一<sub>ニ</sub>軀<sub>一</sub>。

(3) 敏達一三（五八四）年是歲条

- a 蘇我馬子宿禰請<sub>二</sub>其佛像二<sub>ニ</sub>軀<sub>一</sub> 乃遣<sub>二</sub>鞍部村主司馬達等<sub>・</sub>池辺直氷田<sub>一</sub> 使<sub>二</sub>於四方<sub>一</sub>訪<sub>レ</sub>覓修行者<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是唯於<sub>二</sub>播磨国<sub>一</sub>得<sub>二</sub>僧還俗者<sub>一</sub>。名高麗惠便。大臣乃以為<sub>レ</sub>師 令<sub>レ</sub>度<sub>二</sub>司馬達等女嶋<sub>一</sub>。曰<sub>二</sub>善信尼<sub>一</sub>（年十一歳）。又度<sub>二</sub>善信尼弟子二人<sub>一</sub>。其一漢人夜菩之女豊女 名曰<sub>二</sub>禪藏尼<sub>一</sub> 其二錦織靈之女石女 名曰<sub>二</sub>惠善尼<sub>一</sub>（盡 此云都符）。馬子独依<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub> 崇<sub>二</sub>敬三尼<sub>一</sub>。乃以<sub>二</sub>三尼<sub>一</sub> 付<sub>二</sub>氷田直与<sub>二</sub>達等<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>衣食<sub>一</sub>。經<sub>二</sub>宮仏殿於宅東方<sub>一</sub> 安<sub>二</sub>置彌勒石像<sub>一</sub>。屈<sub>二</sub>請三尼<sub>一</sub> 大会設齋。
- b 此時 達等得<sub>二</sub>仏舍利於齋食上<sub>一</sub>。即以<sub>二</sub>舍利<sub>一</sub> 獻<sub>二</sub>於馬子宿禰<sub>一</sub>。馬子宿禰試以<sub>二</sub>舍利<sub>一</sub> 置<sub>二</sub>鉄質中<sub>一</sub> 振<sub>二</sub>鉄鎚<sub>一</sub> 打。其實与<sub>レ</sub>鎚 悉被<sub>二</sub>摧壞<sub>一</sub>。而舍利不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>摧毀<sub>一</sub>。又投<sub>二</sub>舍利於水<sub>一</sub> 舍利隨<sub>二</sub>心所<sub>一</sub> 願 浮<sub>二</sub>沈於水<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是馬子宿禰・池辺氷田・司馬達等 深信<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub> 修行不<sub>レ</sub>懈。
- c 馬子宿禰亦於<sub>二</sub>石川宅<sub>一</sub> 修<sub>二</sub>治仏殿<sub>一</sub>。仏法之初自<sub>レ</sub>

茲而作。

(4) 敏達一四(五八五)年二月一日条

蘇我大臣馬子宿祢起<sub>二</sub>塔於大野丘北<sub>一</sub> 大会設齋。  
即以<sub>二</sub>達等前所<sub>レ</sub>獲舍利<sub>一</sub>藏<sub>二</sub>塔柱頭<sub>一</sub>。

(5) 敏達一四(五八五)年二月二日条

蘇我大臣患疾。問<sub>二</sub>於卜者<sub>一</sub>。卜者对言 崇<sub>下</sub>於<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>祭<sub>二</sub>佛神之心<sub>上</sub>也。大臣即遣<sub>二</sub>子弟<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>其占状<sub>一</sub>。詔曰 宜<sub>下</sub>依<sub>二</sub>卜者之言<sub>一</sub> 祭<sub>中</sub>祠<sub>下</sub>父神<sub>下</sub>。大臣奉<sub>レ</sub>詔礼<sub>二</sub>拜石像<sub>一</sub> 乞<sub>レ</sub>延<sub>二</sub>寿命<sub>一</sub>。是時国行<sub>二</sub>疫疾<sub>一</sub> 民死者衆。

(6) 敏達一四(五八五)年三月一日条

物部弓削守屋大連与<sub>二</sub>中臣勝海大夫<sub>一</sub>奏曰 何故不<sub>三</sub>肯<sub>二</sub>用臣言<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>考天皇<sub>二</sub>及<sub>三</sub>於陛下<sub>一</sub> 疫疾流行 国民可<sub>レ</sub>絶。豈非<sub>四</sub>專由<sub>三</sub>蘇我臣之興<sub>二</sub>行<sub>一</sub>佛法<sub>一</sub>歟。詔曰 灼然 宜<sub>レ</sub>断<sub>二</sub>佛法<sub>一</sub>。

(7) 敏達一四(五八五)年三月三〇日条

a 物部弓削守屋大連自詣<sub>二</sub>於寺<sub>一</sub> 踞<sub>二</sub>坐胡床<sub>一</sub> 斫<sub>二</sub>倒其塔<sub>一</sub> 縱<sub>レ</sub>火燔之 并燒<sub>三</sub>仏像与<sub>二</sub>仏像<sub>一</sub>。既而取<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>燒余<sub>一</sub>仏像<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>難波堀江<sub>一</sub>。是日無<sub>レ</sub>雲

風雨。大連被<sub>二</sub>雨衣<sub>一</sub>。

b 訶<sub>二</sub>責馬子宿祢与<sub>二</sub>徒行法侶<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>毀辱之心<sub>一</sub>。

乃遣<sub>二</sub>佐伯造御室<sub>一</sub> (更名 於間礙也) 喚<sub>二</sub>馬子宿祢所<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>善信等尼<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是馬子宿祢不<sub>二</sub>敢違<sub>レ</sub>命 側愴啼泣 喚<sub>二</sub>出尼等<sub>一</sub> 付<sub>二</sub>於御室<sub>一</sub>。有司便奪<sub>二</sub>尼等<sub>三</sub>衣<sub>一</sub> 禁錮 楚<sub>二</sub>撻海石榴市亭<sub>一</sub>。

c 天皇思<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>任那<sub>一</sub> 差<sub>二</sub>坂田耳子王<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>使。属<sub>二</sub>此之時<sub>一</sub> 天皇与<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>卒患<sub>二</sub>於瘡<sub>一</sub>。故不<sub>レ</sub>果<sub>レ</sub>遣。詔<sub>二</sub>橘豐日皇子<sub>一</sub>曰 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>背考天皇勅<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>修乎任那之政<sub>一</sub>也。

d 又免<sub>レ</sub>瘡死者充<sub>二</sub>盈於国<sub>一</sub>。其患<sub>レ</sub>瘡者言 身如<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>燒被<sub>レ</sub>打被<sub>レ</sub>摧<sub>一</sub> 啼泣而死。老少窃相謂曰 是燒<sub>二</sub>仏像<sub>一</sub>之罪矣。

(8) 敏達一四(五八五)年六月条

馬子宿祢奏曰 臣之疾病至今未<sub>レ</sub>愈。不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>三宝之力<sub>一</sub> 難<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>救治<sub>一</sub>。於是 詔<sub>二</sub>馬子宿祢<sub>一</sub>曰 汝可<sub>二</sub>独行<sub>二</sub>佛法<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>断<sub>二</sub>余人<sub>一</sub>。乃以<sub>二</sub>三尼<sub>一</sub> 還<sub>二</sub>付馬子宿祢<sub>一</sub>。馬子宿祢受而歡悅 嘆<sub>二</sub>未嘗有<sub>一</sub> 頂<sub>二</sub>礼<sub>三</sub>三尼<sub>一</sub>。新宮<sub>二</sub>精舍<sub>一</sub> 迎入供養 (或本

云 物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連  
俱謀<sub>レ</sub>滅<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub> 欲<sub>下</sub>燒<sub>二</sub>寺塔<sub>一</sub> 并棄<sub>中</sub>仏像上<sub>。</sub>  
馬子宿祢諍而不<sub>レ</sub>從<sub>。</sub>

概略を示す。弥勒石像および仏像の将来から始まり、蘇我馬子の命による鞍部司馬達等・池辺氷田の派遣と、還俗者恵便の発見、善信尼・禪藏尼・恵善尼の出家、馬子宅の東方での弥勒石像の安置と大会の実施、達等による仏舍利の獲得と馬子への献上、馬子の石川宅での仏殿の創建とストーリーが展開し、ここに「仏法之初 自ら<sub>レ</sub>茲而作」との誇らしげな記述がある。ついで、馬子による大野丘の北における塔の創建と舍利の埋納、馬子の父（稲目）の祭った仏神の心起因する病氣と弥勒石像の礼拝、伝染病の流行、物部守屋・中臣勝海の仏教弾圧（仏像・仏殿の破壊と三尼への迫害）、敏達天皇と守屋の病氣および伝染病の流行、馬子による仏教受容と進んでいく。

これらの記事はひとつのまとまった説話を構成するようにも思えるが、(1)との関わりで、次の指摘を再確認しておきたい。(5)の稲目の祭った仏神の心により

馬子が病気になったとあることについて、福山敏男B論文は馬子による仏教の導入の直後に仏神を祭らなかつたための祟りがあったとする点は不合理であり、『日本書紀』の編者が元興寺伽藍縁起の簡単な敏達の仏教弾圧の記述を拙劣な描写に改めたもので、続く守屋の弾圧は『日本書紀』編者の机上の潤色とした。西田長男もこの部分は『日本書紀』の編者が事項の順序を入れ違えたための錯誤であるとし、二葉憲香もつじつまが合わない点を指摘した。おそらく(2)から(4)はひとつのまとまりをもつ説話で、蘇我馬子の仏教受容がその中心テーマである。その後、突然に稲目の祭った「仏神」の意志による馬子の病気を記すのは確かに不自然である。「仏神」はなぜ仏教受容に努めた馬子を病苦を与えたのであろうか。この前の馬子の行為とはつながらない。問題なのは稲目の時代に弾圧があったことであろう。この記述は(1)の記事の結末である、難波堀江への仏像の投棄や伽藍の破壊の結果と考えるのが自然である。つまり、(5)から(8)は(1)に続く内容なのである。ここで、先述した(1)とこの部分の内容上の共通性の指摘に鑑

みると、この仮説はより事実に近いものとなろう。

福山や西田は、元興寺伽藍縁起との相違をも考慮して、このくいちがいを『日本書紀』の編者による潤色を想定したが、これには従えない。(1)や(5)から(8)は前述のように、四天王寺の伝承にもとづくと考えられる。そして、特に四天王寺との関わりを見いだすことのできない(2)から(4)とは別の資料にもとづくと考えざるべきである。この不整合は異なる資料にもとづく記載が併存したことによってもたらされたのであり、基本的には『日本書紀』の潤色によって生まれたのではないと把握すべきである。

(2)から(4)は坂田寺の伝承にもとづくとする理解が一般的である。福山敏男A論文は司馬達等の行動などは坂田寺縁起によつたと指摘した。西田長男が『日本書紀』と坂田寺縁起を詳細に論じた。その見解は、全体として『日本書紀』の仏教伝来の記事は元興寺伽藍縁起に依拠したと考えられるが、達等の姓の相違や元興寺伽藍縁起では出家者搜索に達等の名がないことから、『日本書紀』の達等に関わる部分は元興寺伽藍縁起と祖本を

同じくする鞍作氏本あるいは鞍作氏の本記ないし氏文、坂田寺縁起などによるというものである。水野柳太郎がこれをさら発展させ、(2)から(8)を全体として坂田寺縁起によるものと推測した。この場合、(6)(7)の物部守屋・中臣勝海の仏教弾圧の原資料が問題となるが、水野は後から設立された坂田寺縁起は四天王寺縁起を見たと考えた。その後、吉田一彦B論文も善信尼らの出家の説話はもとは坂田寺で語られた歴史であつたとし、B系統の資料の一端と位置づけた。一方、日野昭<sup>[14]</sup>は、元興寺伽藍縁起をもとに、これらの記事を豊浦寺縁起によると指摘し、『日本書紀』のみに存在するものは編者の潤色か共通する資料にもとづくとした。

さて、敏達一三、一四年の記事は(2)から(4)。(5)から(8)がそれぞれ別の説話として存在し、それによつたと考えるべきである。そして、後者は四天王寺の伝承により、通説に従えば、前者は坂田寺縁起によると結論できそうであるが、前者に関する現在の通説に従うことはできない。この点に関して、詳細は後に論じることとしたい。

なお、(8)には「或本云」として簡単な別の伝承が記される。これは本文と比較して人名が異なるが、四天王寺の伝承によると思われる本文では中臣勝海であり、後掲(10)でも勝海であるので、贅余とする伝はそれとは別のものなのであろう。それが何であるかは現在のところ、明確な見解をもっていない。水野は『日本靈異記』上卷五「信敬三宝得現報縁」との共通性を指摘し、比叡寺縁起とするが、推定の域にとどまると思われる。

## 二 物部守屋の滅亡前後の記事

用明天皇が死去の際、仏教への帰依を希望した。これも仏教をテーマとする比較的大きな記事である。

(9) 用明二(五八七)年四月二日条

a 是日 天皇得<sub>レ</sub>病 還<sub>二</sub>入<sub>一</sub>於宮<sub>一</sub>。群臣侍焉。天皇  
詔<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>曰 朕思<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>歸<sub>三</sub>三宝<sub>一</sub>。卿等議之。群  
臣入朝而議。物部守屋大連与<sub>二</sub>中臣勝海連<sub>一</sub> 違<sub>レ</sub>  
詔議曰 何背<sub>二</sub>国神<sub>一</sub> 敬<sub>二</sub>他神<sub>一</sub>也。由来不<sub>レ</sub>識<sub>二</sub>  
若<sub>レ</sub>斯事<sub>一</sub>矣。蘇我馬子宿禰大臣曰 可<sub>二</sub>隨<sub>レ</sub>詔而  
奉<sub>レ</sub>助。詎生<sub>二</sub>異計<sub>一</sub>。於是皇弟皇子(皇弟皇子

者穴穗部皇子 即天皇庶弟) 引<sub>二</sub>豊国法師<sub>一</sub>(闕名也) 入<sub>二</sub>於内裏<sub>一</sub>。物部守屋大連耶睨大怒。是時押坂部史毛屎急来密語<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>曰 今群臣凶<sub>レ</sub>卿復將<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>路。大連聞之即退<sub>二</sub>於阿都<sub>一</sub>(阿都大連之別業所在地名也) 集<sub>二</sub>聚人<sub>一</sub>焉。

b 中臣勝海連於<sub>レ</sub>家集<sub>レ</sub>衆 隨<sub>二</sub>助大連<sub>一</sub>。遂作<sub>二</sub>太子彦人皇子像与<sub>二</sub>竹田皇子像<sub>一</sub>厭之。俄而知<sub>二</sub>事難<sub>レ</sub>濟 歸<sub>二</sub>附彦人皇子於水派宮<sub>一</sub>(水派 此云美麻多)。舍人迹見赤袴伺<sub>二</sub>勝海連自<sub>二</sub>彦人皇子所<sub>一</sub>退<sub>上</sub>拔<sub>レ</sub>刀而殺(迹見姓也 赤袴名也 赤袴 此云伊知毘)。大連從<sub>二</sub>阿都家<sub>一</sub> 使<sub>二</sub>物部八坂・大市造小坂・漆部造兄<sub>一</sub> 謂<sub>二</sub>馬子大臣<sub>一</sub>曰 吾聞<sub>二</sub>群臣謀<sub>レ</sub>我。我故退焉。馬子大臣 乃使<sub>二</sub>土師八嶋連於大伴毘羅夫連所<sub>一</sub> 具述<sub>二</sub>大連之語<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是毘羅夫連手執<sub>二</sub>弓箭・皮楯<sub>一</sub> 就<sub>二</sub>槻曲家<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>昼夜<sub>一</sub> 守<sub>二</sub>護大臣<sub>一</sub>(槻曲家者 大臣家也)

c 天皇之瘡転盛 將<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>終時。鞍部多須奈(司馬達等子也) 進而奏曰 臣奉<sub>二</sub>為天皇<sub>一</sub> 出家修道。又奉<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>丈六仏像及寺<sub>一</sub>。天皇為之悲慟。今南淵

坂田寺木丈六仏像・挾侍菩薩是也。

井上薫の指摘するように、aの仏教をめぐる対立と弾圧は(1)・(6)・(7)と切り離すことのできない説話であり、また、次の守屋滅亡の記事へのつながるものである。これらの大枠はは四天王寺の伝承と考えられる。日野昭B論文は対応する記載が元興寺伽藍縁起の露盤銘・丈六光銘にはないことから『日本書紀』には相当の潤色があるとしたが、必ずしもそのように考える必要はない。

この記事には武力衝突にわたる詳細な記述があり、穴穂部皇子の豊国法師の招請・物部守屋の激怒・押坂部毛屎の忠告と守屋の阿都退去・中臣勝海の殺害・守屋の釈明と大伴毘羅夫の馬子の槻曲家の護衛の説話はストーリーとしてはひとつにまとまるがこれが四天王寺の伝承であったかどうかは不明である。水野柳太郎は後に守屋を殺害する迹見赤袴が登場することから、四天王寺の伝承から出るかもしれないとするが、可能性を示唆したにとどまる。以下の崇峻即位前紀(後掲10)の記述も同じく、大きな政治的事件の記録であり、おそらく寺院関係

以外の資料をも参照されたであろう。この事件の実態をどのように理解するかとも密接な連関のある問題であるので、今後さらに考えてみたい。

cの鞍部多須奈の出家の記事は坂田寺の伝承によることはまちがいないであろう。多須奈が出家し造った寺と丈六仏像が坂田寺とその丈六仏像・脇侍の菩薩であると坂田寺(およびその本尊)の起源が語られることから、明白であろう。福山敏男、西田長男、日野B論文、水野、吉田B論文など、すべて同様である。多須奈出家は崇峻三年の記事(後掲14)にもあり、この点は問題が残る。西田は用明のために出家を決意したが、実際に出家したのは崇峻三年とし、日野は事実上の出家は崇峻三年で、本条は仏像の由来を語るのが主旨であったとした。両者とも二つの記事をまとめて解釈しようとしたのである。一方、吉田は二つの系統の史料と考えた。この二つの多須奈の出家の記事は、吉田の指摘のとおり、依拠した資料の差異であると考え(この点後述)。

崇峻即位前紀には仏教に関わる多くの記事が存在する。

(10) 崇即位峻前紀(五八七)

- a 五月 物部大連軍衆三度驚駭。大連元欲下去<sub>二</sub>余皇子等<sub>一</sub>。而立<sub>二</sub>穴穗部皇子<sub>一</sub>。為<sub>中</sub>天皇<sub>上</sub>。及<sub>二</sub>至於今<sub>一</sub>。望<sub>下</sub>因<sub>二</sub>遊獵<sub>一</sub>。而謀<sub>中</sub>替立<sub>上</sub>。密使<sub>二</sub>人於穴穗部皇子<sub>一</sub>曰。願与<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>將<sub>二</sub>馳<sub>一</sub>獵於淡路<sub>一</sub>。謀泄。
- b 六月甲辰朔庚戌(七日) 蘇我馬子宿禰等奉<sub>二</sub>炊屋姬尊<sub>一</sub>。詔<sub>二</sub>佐伯連丹經手<sub>一</sub>・土師連磐村<sub>一</sub>的<sub>二</sub>臣真嚙<sub>一</sub>曰。惣汝等嚴<sub>レ</sub>兵速往。誅<sub>二</sub>殺穴穗部皇子与<sub>二</sub>宅部皇子<sub>一</sub>。是日夜半。佐伯連丹經手等囿<sub>二</sub>穴穗部皇子宮<sub>一</sub>。於是衛士先登<sub>二</sub>樓上<sub>一</sub>。擊<sub>二</sub>穴穗部皇肩<sub>一</sub>。皇子落<sub>二</sub>於樓下<sub>一</sub>。走<sub>二</sub>入偏室<sub>一</sub>。衛士等拳<sub>レ</sub>燭而誅。
- c 六月辛亥(八日) 誅<sub>二</sub>宅部皇子<sub>一</sub>。宅部皇子 隼隈天皇之子。上女王之父也。未<sub>レ</sub>詳。善<sub>二</sub>穴穗部皇子<sub>一</sub>。故誅。
- d 甲子(二二日) 善信阿尼等謂<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>曰。出家之途以<sub>レ</sub>戒為<sub>レ</sub>本。願向<sub>二</sub>百濟<sub>一</sub>。学<sub>二</sub>受戒法<sub>一</sub>。
- e 是月 百濟調使來朝。大臣謂<sub>二</sub>使人<sub>一</sub>曰。率<sub>二</sub>此尼等<sub>一</sub>。將<sub>下</sub>渡<sub>二</sub>汝国<sub>一</sub>。令<sub>上</sub>学<sub>二</sub>戒法<sub>一</sub>。了時發遣。

使人答曰 臣等歸<sub>レ</sub>蕃先導<sub>二</sub>国王<sub>一</sub>。而後發遣 亦不<sub>レ</sub>遲也。

- f 秋七月 蘇我馬子宿禰大臣勸<sub>二</sub>諸皇子与<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>謀<sub>レ</sub>滅<sub>二</sub>物部守屋大連<sub>一</sub>。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戶皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀陀夫・葛城臣烏那羅 俱率<sub>二</sub>軍旅<sub>一</sub>。進討<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣(闕名字) 俱率<sub>二</sub>軍兵<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>志紀郡<sub>一</sub>。到<sub>二</sub>淡河家<sub>一</sub>。
- g 大連親率<sub>二</sub>子弟与<sub>二</sub>奴軍<sub>一</sub>。築<sub>二</sub>稻城<sub>一</sub>而戰。於<sub>レ</sub>是大連昇<sub>二</sub>衣摺朴枝間<sub>一</sub>。臨射如<sub>レ</sub>雨。其軍強盛。填<sub>レ</sub>家溢<sub>レ</sub>野。皇子等軍与<sub>二</sub>群臣衆<sub>一</sub>。怯弱恐怖。三廻却還。
- h 是時 厩戶皇子束<sub>二</sub>髮於額<sub>一</sub>(古俗 年少兒 年十五六間 束髮於額。十七八間 分為<sub>二</sub>角子<sub>一</sub>。今亦然之) 而隨<sub>二</sub>軍後<sub>一</sub>。自忖度曰 將無<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>敗。非<sub>レ</sub>願難<sub>レ</sub>成。乃斲<sub>二</sub>取白膠木<sub>一</sub>。疾作<sub>二</sub>四天王像<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>於頂髮<sub>一</sub>。而發<sub>レ</sub>誓言(白膠木 此云農利泥)

今若使<sub>レ</sub>我勝<sub>レ</sub>敵 必<sub>当</sub>奉<sub>ニ</sub>為護世四王<sub>一</sub>起<sub>中</sub>立寺塔<sub>上</sub>。

i 蘇我馬子大臣又發<sub>レ</sub>誓言 凡諸天王・大神王等

助<sub>ニ</sub>衛<sub>レ</sub>於我<sub>一</sub> 使<sub>レ</sub>獲<sub>ニ</sub>利益<sub>一</sub> 願<sub>当</sub>奉<sub>ニ</sub>為諸天与<sub>一</sub>

大神王<sub>一</sub> 起<sub>ニ</sub>立寺塔<sub>一</sub> 流<sub>中</sub>通<sub>ニ</sub>三宝<sub>上</sub>。誓已嚴<sub>ニ</sub>種

種兵<sub>一</sub>而進討伐。

j 爰有<sub>ニ</sub>迹見首赤袴<sub>一</sub> 射<sub>ニ</sub>墮大連於枝下<sub>一</sub> 而誅<sub>ニ</sub>大

連并其子等<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是 大連之軍忽然自敗。合<sub>レ</sub>軍

悉被<sub>ニ</sub>阜衣<sub>一</sub> 馳<sub>ニ</sub>獵広瀬勾原<sub>一</sub>而散之。是役 大

連兒息与<sub>ニ</sub>眷属<sub>一</sub> 或有<sub>下</sub>逃<sub>ニ</sub>匿葦原<sub>一</sub> 改<sub>レ</sub>姓換<sub>レ</sub>

名者<sub>上</sub>。或有<sub>ニ</sub>逃亡不知<sub>レ</sub>所向者<sub>一</sub>。時人相謂曰

蘇我大臣之妻是物部守屋大連之妹也。大臣妄

用<sub>ニ</sub>妻計<sub>一</sub> 而殺<sub>ニ</sub>大連<sub>一</sub>矣。

k 平<sub>レ</sub>乱之後 於<sub>ニ</sub>撰津国<sub>一</sub>造<sub>ニ</sub>四天王寺<sub>一</sub>。分<sub>ニ</sub>大連

奴半与<sub>レ</sub>宅 為<sub>ニ</sub>大寺奴・田莊<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>田一万頃<sub>一</sub>

賜<sub>ニ</sub>迹見首赤袴<sub>一</sub>。蘇我大臣亦依<sub>ニ</sub>本願<sub>一</sub> 於<sub>ニ</sub>飛鳥

地<sub>一</sub>起<sub>ニ</sub>法興寺<sub>一</sub>。

1 (捕鳥部方の説話など 略)

内容に従って分類すると、多くは物部守屋の滅亡であ

る。d・e以外がそれに当たる。これらの記事に関する研究は決して少なくはない。福山敏男<sup>(16)</sup>は、『日本書紀』(お

よび『上宮聖德太子傳補闕記』)の記述は四天王寺の縁

起から出たものであり、戦乱の際に四天王寺創建が発願

されたとするのは『日本書紀』の潤色ではなく、縁起の

作られた時の造作であるとした。日野昭B論文もほぼ同

じ見解である。西田長男は四天王寺の発願は元興寺伽藍

縁起とは別の資料によると推定した。水野柳太郎の分析

はより詳細で、穴穂部皇子の殺害までの部分は四天王寺

縁起によつたとは断定できない、厩戸皇子による四天王

寺創建は四天王寺縁起により、蘇我馬子の飛鳥寺創建の

発願の記述は元興寺伽藍縁起にないので、四天王寺縁起

が加えたものである、四天王寺創建の記述などは四天王

寺の奴婢と田莊の所有を確保するための主張であったと

した。松木C論文は福山敏男の見解に対する批判を試み、

これらの記述には四天王寺縁起と飛鳥寺系縁起が組み合

わされ用いられており、四天王寺縁起が大部なものとは

思えないので、主として飛鳥寺系縁起が基礎資料であつ

たとした。

さて、この一連の記事は全体としてさまざまな資料に基づくと思われるが、まず、二つの寺院の起源が語られる点（h・i）が検討の出発点になる。従来の研究ではこれらの記事の原資料として四天王寺の伝承を想定するのが通説であった。厩戸皇子の活躍などが詳細に描かれ、四天王寺創建が発願される部分など（h）は四天王寺の伝承そのものであったと思われるが、iには蘇我馬子による飛鳥寺創建の誓願も記述される。これまで、特に二つの誓願が区別されることはあまりなかったと思われる。水野は馬子の誓願も四天王寺縁起の創作とした。しかし、二つの寺院の創建に関わる誓願が記されることは、単純に二つの寺院の伝承によると考えるべきなのではなからうか。そのように考えると、厩戸と馬子の二人がよく似た誓願をすることも理解しやすい。したがって、松木の四天王寺と飛鳥寺の二つの寺院の伝承を原資料と考える所論が妥当であると思う。ただし、一連の記事のなかで飛鳥寺と直接関わるのはhの馬子の短かな誓願とkの飛鳥寺創建の記述程度で、『日本書紀』の記述がより深く四天王寺の伝承と関わるのは事実であらう。そして、

この部分は（1）、（5）から（8）に続く四天王寺の伝承のおそらくもつとも核心になる事項である。

### 三 飛鳥寺・四天王寺創建に関わる記事

続いて、前節で論じ残した（10）d・eの善信尼らの百済留学に関する記事を検討する必要があるが、崇峻元年是歳条（後掲）、同三（五九〇）年三月条も関係記事である。

（11）崇峻元（五八八）年是歳条

a 百済国遣<sup>二</sup>使并僧惠<sup>三</sup>総<sup>一</sup>・令斤<sup>一</sup>・惠寔等<sup>一</sup> 献<sup>二</sup>仏舍利<sup>一</sup>。

b 百済国遣<sup>二</sup>恩率首信<sup>一</sup>・徳率益文<sup>一</sup>・那率福富味身等<sup>一</sup> 進<sup>レ</sup>調并献<sup>二</sup>仏舍利<sup>一</sup> 僧聆照律師<sup>一</sup>・令威<sup>一</sup>・惠衆<sup>一</sup>・惠宿<sup>一</sup>・道嚴<sup>一</sup>・令開等<sup>一</sup> 寺工太良未太<sup>一</sup>・文賈古子<sup>一</sup> 鑑盤博士将徳白味淳<sup>一</sup> 瓦博士麻奈文奴<sup>一</sup>・陽貴文<sup>一</sup>・陵貴文<sup>一</sup>・昔麻帝弥<sup>一</sup> 画工白加<sup>一</sup>。蘇我馬子宿祢請<sup>二</sup>百済僧等<sup>一</sup> 問<sup>二</sup>受<sup>レ</sup>戒之法<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>善信尼等<sup>一</sup> 付<sup>二</sup>百済国使恩率首信等<sup>一</sup> 発<sup>二</sup>遣学問<sup>一</sup>。

c 壤<sup>二</sup>飛鳥衣縫造祖樹葉之家<sup>一</sup> 始作<sup>二</sup>法興寺<sup>一</sup>。此

地名「飛鳥真神原」。亦名「飛鳥苦田」。

(12) 崇峻三(五九〇)年三月条

學問尼善信等自「百濟」還 住「桜井寺」。

ここに登場する善信尼は(3)に出家したことがみえる。したがって、説話としてその次に位置するものであることは容易に想像できる。(10) d・eも坂田寺の伝承によると考えるのが通説である。水野柳太郎は善信尼との関係からこれらを坂田寺縁起によるとする。(11)について、福山A論文はこれは元興寺伽藍縁起の原史料や塔露盤銘によったとし、cの飛鳥衣縫祖葉の家を飛鳥寺としたとする点はその家伝によるとした。福山は塔露盤銘の史料的な信頼性を認めており、特にその後半は原銘文であるとした。この条には、a・bと百濟使の到来が二度、記されており、問題となる。西田長男の見解も福山と同様であるが、使の到来を二回とするのは誤りで、一回目は元興寺伽藍縁起の本文に従い、二回目は塔露盤銘と元興寺伽藍縁起の本文をもとにしたとした。水野柳太郎はやはり二度の到来を重複とみて、aは四天王寺縁起、bは善信尼の名があることから坂田寺縁起によ

り、調整の作業が放置されたまま『日本書紀』が完成したと理解し、cも坂田寺縁起によったとした。松木C論文はbは飛鳥寺系縁起が基礎資料であるとした。

aは短文であり、明確な判断は不可能であろう。水野はこれをbとの対比から四天王寺縁起とするが、確実な論拠は示されていないと思われる。bについて、善信尼らの留学は(10)にも見える。それによると、以前に留学の計画があり、百濟使とともに派遣しようしたが、止められていたのである。新たな百濟使の到来を受けて善信尼らを派遣したことになり、文脈上は、百濟使の到来と善信尼らの派遣は一連の動きである。したがって、bはひとつの説話としてよい。cの飛鳥衣縫はやはり関係する史料がなく考察は不可能であろう。

続いて、飛鳥寺の造営に関わるいくつかの記事が存在する。

(13) 崇峻三(五九〇)年一〇月条

入「山取」寺材<sup>1)</sup>。

(15) 崇峻五(五九二)年一〇月是月条

起「大法興寺」堂与「步廊」<sup>1)</sup>。

(16) 推古元(五九三)年正月一五日条

以<sub>二</sub>仏舍利<sub>一</sub>置<sub>二</sub>于法興寺利柱礎中<sub>一</sub>。

(17) 推古元(五九三)年正月一六日条

建<sub>二</sub>利柱<sub>一</sub>。

(19) 推古四(五九六)年一月条

法興寺造竟。則以<sub>二</sub>大臣男善徳臣<sub>一</sub>拜<sub>二</sub>寺司<sub>一</sub>。是

日惠慈・惠聡二僧 始住<sub>二</sub>於法興寺<sub>一</sub>。

いずれも簡単な記事であるが、福山敏男A論文は

(13) は元興寺伽藍縁起による、(15) から(17) は『日本書紀』の編者の想定した造営の過程で、純然たる机上の作りごとである、(19) の造営終了の記事は塔露盤銘によるが、塔露盤銘の記載は塔の露盤が上げられた年である、飛鳥寺の造営全体が終わった年であるか疑問である、寺司任命は丈六光銘によって書かれたが、善徳の存在は疑わしく、二僧の居住は『日本書紀』編者の合理主義による潤色である、などと指摘した。水野柳太郎は、(16) (17) 及び四天王寺造営開始を記す後掲(18) を物部守屋の滅亡(10) と同じく、一年のなかに飛鳥寺・四天王寺の建立を記載するとして、四天王寺縁起によるとした。

松木はC論文はこれらの記事は飛鳥寺系縁起によるとした。前述のように、(10) は少なくとも二つに分割すべきで、四天王寺と飛鳥寺の伝承がもとになっていると思われる。従って、ここも同様で、水野の見解とは異なり、これらの記事は飛鳥寺の伝承によるとみるべきであろう。

飛鳥寺の造営の記事にはさまれるように、出家者の記事がある。

(14) 崇峻三(五九〇)年 是歳条

度尼 大伴狭手彦連女善徳・大伴狛夫人・新羅媛  
善妙・百濟媛妙光 又漢人善聡・善通・妙徳・法定照・善智聡・善智恵・善光等。鞍部司馬達等子  
多須奈 同時出家。名曰<sub>二</sub>徳斉法師<sub>一</sub>。

水野柳太郎は出家した善聡など七名が坂田寺か鞍作氏に縁のある人物であること、多須奈の出家が(9) と関連があることから、この記事は坂田寺縁起によるとした。吉田一彦B論文この記事と(9) の対比から、こちらをA系統に属するものとし、もとになったのは飛鳥寺の伝承であったとした。

(18) 推古元年(五九三) 年是歲条

始造<sub>三</sub>四天王寺於難波荒陵<sub>一</sub>。

もちろん、この条の原資料は四天王寺の伝承であろう。

なお、福山敏男C論文はこれを『日本書紀』編者の推定に過ぎないとした。

次に、鞍作鳥による仏像制作に関わる記事が存在する。

(20) 推古一三(六〇五)年四月一日条

天皇詔<sub>三</sub>皇太子・大臣及諸王・諸臣<sub>一</sub> 共同發誓

願<sub>一</sub> 以始造<sub>三</sub>銅・繡丈六仏像各一軀<sub>一</sub>。乃命<sub>三</sub>鞍

作鳥<sub>一</sub> 為<sub>三</sub>造<sub>レ</sub>仏之工<sub>一</sub>。是時 高麗国大興王聞<sub>三</sub>

日本国天皇造<sub>三</sub>仏像<sub>一</sub> 貢<sub>三</sub>上黄金三百兩<sub>一</sub>。

(21) 推古一四(六〇六)年四月八日条

銅・繡丈六仏像並造竟。是日也。丈六銅像坐<sub>三</sub>於

元興寺金堂<sub>一</sub>。時仏像高<sub>三</sub>於金堂戸<sub>一</sub> 以不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>

納<sub>レ</sub>堂。於<sub>レ</sub>是 諸工人等議曰 破<sub>三</sub>堂戸<sub>一</sub>而納之。

然鞍作鳥之秀工 以不<sub>レ</sub>壞<sub>レ</sub>戸得<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>堂。即日設

齋。於<sub>レ</sub>是 会集人衆不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>勝數<sub>一</sub>。自<sub>三</sub>是年初

每<sub>レ</sub>寺四月八日・七月十五日設齋。

(22) 推古一四(六〇六)年五月五日条

勅<sub>三</sub>鞍作鳥<sub>一</sub>曰 朕欲<sub>レ</sub>興<sub>三</sub>隆内典<sub>一</sub> 方將<sub>レ</sub>建<sub>三</sub>仏

刹<sub>一</sub> 肇求<sub>三</sub>舍利<sub>一</sub>。時汝祖父司馬達等便獻<sub>三</sub>舍利<sub>一</sub>。

又於<sub>レ</sub>国無<sub>三</sub>僧尼<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是 汝父多須那為<sub>三</sub>橘豊日

天皇<sub>一</sub> 出家恭<sub>三</sub>敬仏法<sub>一</sub>。又汝姨嶋女初出家

為<sub>三</sub>諸尼導者<sub>一</sub> 以修<sub>三</sub>行釈教<sub>一</sub>。今朕為<sub>レ</sub>造<sub>三</sub>丈六

仏<sub>一</sub> 以求<sub>三</sub>好仏像<sub>一</sub>。汝之所<sub>レ</sub>獻仏本 則合<sub>三</sub>朕

心<sub>一</sub>。又造<sub>三</sub>仏像<sub>一</sub>既訖 不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>堂。諸工人不<sub>レ</sub>

能<sub>レ</sub>計 以將<sub>レ</sub>破<sub>三</sub>堂戸<sub>一</sub>。然汝不<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>戸而得<sub>レ</sub>入。

此皆汝之功也。則賜<sub>三</sub>大仁位<sub>一</sub> 因以給<sub>三</sub>近江国坂

田郡水田廿町<sub>一</sub>焉。鳥以<sub>三</sub>此由<sub>一</sub> 為<sub>三</sub>天皇<sub>一</sub>作<sub>三</sub>金

剛寺<sub>一</sub>。是今謂南淵坂田尼寺。

これらが鳥による仏像制作(および鳥の功績顕彰)と

坂田寺への褒賞を記すもので、坂田寺の伝承に基づくこ

とはほぼ確実であろう。福山敏男A論文はこのことは、

元興寺伽藍縁起には記述がないので、仏像が鳥の制作で

あることは飛鳥寺側では関知しないことで、坂田寺の縁

起作者(鞍作氏もしくは坂田寺の者)が机上で構造したも

のと推定した。西田長男は本条について、『日本書紀』

は坂田寺縁起を記しつつ、鞍作氏の貢献を特筆すると評

した。水野柳太郎もこれらを坂田寺縁起によるとみて、『日本書紀』の坂田寺縁起への依拠はここで終わるとした。松木A論文は(9)と本条の記事は本尊伝説と造寺伝説が別々に構成されたものであり、鞍作氏の記録の一部として坂田寺の造仏・造寺のそれがあつたと推定した。(22)にも多須奈の出家の記述があるが、それは用明天皇のためであり、(9)と結びつく。(9)も坂田寺の仏像の起源説話であり、坂田寺の伝承に基づくことは明白である。一方、(14)にも多須奈の出家の記事はあるが、これは用明天皇のためとはいいがたい。したがって、(9)と本条は同じ資料にもとづく判断することができ、松木の整理のように、(9)の仏像制作に対して、本条を寺院創建伝説ととらえると、理解しやすい。

(22)の推古の勅に鳥の祖父司馬達等の舍利献上やおば嶋女の出家(善信尼)が語られており、この点をもとに前述の(2)から(4)を坂田寺の伝承によるものとする見解がある。これは承認できるであろうか。もう一度、推古の勅に注目したい。冒頭には「朕欲<sub>レ</sub>興<sub>二</sub>隆内典<sub>一</sub>」とあり、推古が仏教の導入をはかったとされる。推古(額

田部皇女)は敏達の妻であつたから、敏達の治世に仏教受容を進めることが可能であつたかもしれない。続いて「方將<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>仏刹<sub>一</sub>」<sub>一</sub> 肇求<sub>二</sub>舍利<sub>一</sub>」と寺院の建立を計画したところ、司馬達等が舍利を献じたのである。また、僧尼がいなかつた時に、鞍作多須那や嶋女は出家したのである。(2)から(4)をみると、まず、皇后額田部皇女はもとより、敏達天皇自身も主要な人物として登場しない。敏達は逆に物部守屋・中臣勝海の仏教弾圧の奏に對して仏法を断つべしとする詔を与えたことになっている。また、(3)の達等の舍利献上は、細部はきわめて説話的であるが、少なくとも馬子に献上され、その後、(4)のように馬子が大野丘の北に建てた塔柱の頭に納入されたとある。勅の内容と(2)から(4)の内容は人物の役割の点でどうも的確に組み合わないのである。

さらに、勅では多須那・善信尼の順に出家の記述があるが、多須那の出家の年代を二つの年代のいずれをとるにしても、敏達一三年の善信尼の出家が時期的に早い。もちろん、年代の順に記されるのではないかもしれない。憶測に過ぎないが、多須奈より後に善信尼が出家したと

する別の伝承を想定すると、きれいに解決できるのも事実である。

以上のように、(2) から (4) にも司馬達等や善信尼が登場するが、説話のストーリーをつきあわせてみると、この推古の勅と適合するとはいえないと考える。したがって、坂田寺の伝承によるのは(9)の仏像の起源説話と(22)の寺自身の起源説話の二つの記事にとどまるのではなからうか。(2) から (4) は別の資料からとられたのではなからうか。鞍作氏に着目するあまりに、拡大しすぎる傾向があったと思われる。坂田寺の伝承では達等・善信尼・多須奈・鳥の業績を天皇と結び付け、権威化がはかられたといえる。その結果、蘇我馬子を中心とする(2) から (4) とは、関係しつつも、別の伝承になってしまったと思われる。

従来、坂田寺の伝承とされてきた(2) から (4) の蘇我馬子の仏教の導入の記事および、それに続くと推定される(10) d・e および(12)の善信尼ら三尼の百済留学の記事は坂田寺の伝承から切り離されるべきである。e は百済からの技術者の派遣と結びつきを有するよ

うである。つまり、馬子が渡来した僧に対して受戒の法を問い、その結果、三尼の留学が実現するのである。したがって、三尼の説話も飛鳥寺造営と同種の資料に基づくと推測できる。さらに、(10) i・kの馬子による飛鳥寺創建の発願や、(11) b・(13)・(15) から(17)・(19)の発願後の造営に関する記事もやはり同じ枠で把握することができるだろう。もちろんこれらは一括して飛鳥寺の伝承と理解することができる。(14)の鞍作多須奈を含む出家記事は、坂田寺の伝承である(9)とは異なり、また、四天王寺の伝承であるようにも思えない。大伴氏と蘇我稲目・馬子との関係を考慮すると、いちおう、これも飛鳥寺の伝承とみてよいのではなからうか。以上で、考察を終了する。

#### おわりに

ここまで、『日本書紀』の初期仏教記事をすべてではないが、取り上げ、元興寺伽藍縁起との間に距離を保つことを意識しながら、各記事の依拠した資料を考えてきた。ここで要約しておく。本稿で取り上げた記事は大き

く、飛鳥寺・四天王寺・坂田寺の伝承を原資料とするものであった。次のように分類することが可能である。

四天王寺 (1)・(5) から (8)・(9) a・(10)

h k

飛鳥寺 (2) から (4)・(10) d e i・

(11) b・(12) から (19)

坂田寺 (9) c・(20) から (22)

すべての記事を取り上げたわけでもなく、またすべてに原資料が存在した保証はないのであるが、妥当なものを考察してきたつもりである。これらの三寺の伝承は、各寺のものにそれぞれひとつのストーリーがあり、断片的な物語の集まりではないように思われる。四天王寺の伝承は物部氏による仏教弾圧のくり返しとそれを打倒した厩戸皇子の物語、飛鳥寺の伝承は詳細な蘇我馬子の仏教受容の物語、坂田寺の伝承は鞍作氏の仏教受容の物語である。

以上が基本的な分析結果であり、以降、これを基盤として各記事の事実性、そして、仏教受容の初期段階の様相の解明へと進んでいきたい。それは今後の課題である

が、ここで析出できた飛鳥寺の伝承は、『日本書紀』編纂の時期に存在し、依拠された伝承であり、元興寺伽藍縁起との比較検討の材料になり得るはずである。そして、そこから元興寺伽藍縁起の史料性格が明らかになることが期待できると考える。

注

- (1) 吉田一彦A『元興寺縁起』をめぐる諸問題(同『仏教伝来の研究』(吉川弘文館 二〇一二年) 初出二〇〇一年)の研究史整理を参照。
- (2) 津田左右吉全集2『日本古典の研究 下』(岩波書店 一九六三年) 初出一九四九年
- (3) 福山敏男A『飛鳥寺の創立』、B『豊浦寺の創立』(同『日本建築史研究』(墨waters書房 一九六八年) 初出一九三四年)
- (4) 西田『日本書紀』の仏教伝来の記事(同『日本神道史研究3古代篇(下)』(講談社 一九七八年) 初出一九五二年)。以下、西田の見解はすべて本書による。
- (5) 水野『日本書紀と元興寺縁起』(同『日本古代の寺院と史料』(吉川弘文館 一九九三年) 初出一九六四・六五・八七年)。以下、水野の見解はすべて本論文による。
- (6) 松木A『日本書紀編纂と寺院縁起』(国学院大学)

- 院紀要』六 一九七五年)、B「二種類の元興寺縁起」(『日本歴史』三二五 一九七五年)、C「日本書紀編纂と平城京元興寺」(『国学院雑誌』七六一八 一九七五年)
- (7) 吉田B「『日本書紀』仏教伝来記事と末法思想」(同『仏教伝来の研究』(吉川弘文館 二〇二二年) 初出二〇〇七、二〇一〇年)
- (8) 原資料として〇〇寺縁起と称されることが多いが、吉田一彦B論文の指摘するように、縁起の語は文章化された資料を想起させるが、それぞれ文章化された資料の存在が明確に証明されているわけではない。本稿では伝承と称する。
- (9) 『日本書紀』欽明一四(五五三)年五月一日条は比蘇寺の伝承に基づくとされる。比蘇寺の伝承に由来するものは本条のみで、この見解に同意できるので、以下ではこの記事にはふれない。
- (10) 以下、史料には年代順に番号をふつたが、行論の関係で掲出が前後する場合がある。必要に応じて本文にアルファベットを付して示す。史料中の◇内は割注である。
- (11) 日野A「欽明朝の仏教伝承に関する一考察」(同論文集I『日本書紀と古代の仏教』(和泉書院 二〇二五年) 初出一九七七年)
- (12) 井上「日本書紀仏教伝来記載考」(同『日本古代の政治と宗教』(吉川弘文館 一九六一年) 初出一九四二年)。以下、井上の見解はすべて本論文による。
- (13) 二葉「元興寺縁起と日本書紀」(同『日本古代仏教史の研究』(永田文昌堂 一九八四年) 初出一九六七年)
- (14) 日野B「仏教」(同『日本古代の氏族伝承の研究』(永田文昌堂 一九七一年)
- (15) 福山「奈良朝寺院の研究」高桐書院 一九四八年
- (16) A論文およびC「四天王寺の建立年代」(注3書 初出一九三五年)